

池田町要綱第 2 1 号

岐阜県東京圏からの移住支援事業における池田町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 池田町は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び岐阜県池田町版地方創生総合戦略に基づき、池田町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から池田町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。

当該移住支援金の交付については、岐阜県東京圏からの移住支援事業費補助金交付要綱および実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第 2 条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。ただし第 3 条第 3 項の要件を満たす場合、世帯の申請の場合にあつては50万円、単身の申請にあつては30万円とする。また、令和 5 年 4 月 2 日以降令和 6 年 3 月 31 日以前に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円、令和 6 年 4 月 1 日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は一世帯につき30万円を加算する。

(対象者要件)

第 3 条 移住支援金の対象となる者は、次に掲げる第 1 号の要件を満たし、かつ第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては第 6 号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就業した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に転入したこと。

(イ) 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 池田町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住す

る意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他岐阜県又は池田町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

①一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

②専門人材の場合

岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 本事業における関係人口に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 当該市町村内の法人等に就業、又は当該市町村内で起業する者

イ 法人、団体又は個人から、地域との関わりを有するとして推薦された者

ウ 県又は市町村が実施する移住定住施策への協力の意思のある者

エ 移住5年目までの各年、現状等に関するレポート提出を行う意思のある者

(5) 起業に関する要件

申請日以前の1年以内に岐阜県が岐阜県地域課題解決型創業支援事業費補助金交付要綱に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書（別記第1号様式）、移住先の就業先の就業証明書（別記第2-1号様式又は別記第2-2号様式）及び本人確認書類に加え、前条に掲げる要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知する。審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

(支援金の請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた者が支援金を請求しようとするときは、第5条に定める交付決定通知を受け取った日から起算して10日以内又は町長が別に定める日までに、請求書(別記第4号様式)を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第8条 岐阜県及び池田町は、岐阜県東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第9条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び池田町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した池田町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合(就業の場合のみ該当)

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した池田町から転出した場合

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、岐阜県と池田町が協議して定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年度分の支援金から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。